人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）に基づき、人事院規則八―一八（採用試験）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和五年三月十五日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則八―一八―三四

人事院規則八―一八（採用試験）の一部を改正する人事院規則

人事院規則八―一八（採用試験）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

別表第一　区分試験及び区分試験の対象となる官職（第四条関係）

採用試験の種類ごとの名称	区分試験	区分試験の対象となる官職
国家公務員採用総合職試験（院卒者試験）	行政	一　法第四十五条の二第一項第一号に規定する官職のうち、主として政治学、国際関係、哲学、歴史学、文学、法律及び経済に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする官職
	（略）	（略）
国家公務員採用総合職試験（大卒程度試験）	政治・国際・人文	一　法第四十五条の二第一項第一号に規定する官職のうち、主として政治学、国際関係、哲学、歴史学及び文学に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする官職
	（略）	（略）
	（略）	（略）

別表第二　採用試験の試験種目（第六条関係）

採用試験の種類ごとの名称	区分試験	試験種目
（略）	（略）	（略）
国家公務員採用総合職試験（大卒程度試験）	政治・国際・人文	（略）
	法律	
	経済	
	人間科学	
	デジタル	
	工学	
	数理科学・物理・地球科学	
	化学・生物・薬学	

改正前

別表第一　区分試験及び区分試験の対象となる官職（第四条関係）

採用試験の種類ごとの名称	区分試験	区分試験の対象となる官職
国家公務員採用総合職試験（院卒者試験）	行政	一　法第四十五条の二第一項第一号に規定する官職のうち、主として政治学、国際関係、法律及び経済に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする官職
	（略）	（略）
国家公務員採用総合職試験（大卒程度試験）	政治・国際	一　法第四十五条の二第一項第一号に規定する官職のうち、主として政治学及び国際関係に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする官職
	（略）	（略）
	（略）	（略）

別表第二　採用試験の試験種目（第六条関係）

採用試験の種類ごとの名称	区分試験	試験種目
（略）	（略）	（略）
国家公務員採用総合職試験（大卒程度試験）	政治・国際	（略）
	法律	
	経済	
	人間科学	
	デジタル	
	工学	
	数理科学・物理・地球科学	
	化学・生物・薬学	